

○ 総理府  
告示第四号  
大蔵省

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十三条第二項の規定に基づき、日本政策投資銀行の投融资指針の届出日を次のように定め、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月三十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

日本政策投資銀行法第二十三条第二項に規定する主務大臣が定める日は、毎事業年度開始日の前日（日本政策投資銀行の最初の事業年度においては、日本政策投資銀行の成立の日）とする。